

メルセデス・ベンツ向け
24時間緊急通報サービス

24 hours Accident Recovery Service - provided by Bosch



ご契約までの流れ

24 時間緊急通報サービスのお申し込みの手順についてご案内いたします。

【はじめに】（対照：1）

24 時間緊急通報サービス（以下、「本サービス」といいます。）は、警備業法第 2 条第 1 項第 4 号の警備業務に分類されている緊急通報サービスです。従いまして、メルセデス・ベンツ日本合同会社が提供する「通信モジュール」の契約とは別に、お客様とボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で、警備業務を行う契約（以下単に、「契約」といいます。）を締結する必要があります。本書に定めるお申し込みの手順は、警備業法等に従って必要となるものであることを、予めご理解いただきますようお願いいたします。

契約の開始日は、お客様が記載された「24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書」（以下、「利用申込書」といいます。）の内容に不備がないことを当社が確認したことを条件に、利用申込書に記載された利用申込日となります。ただし、利用申込書に記載された利用申込日が対象車両の初度登録日より早い場合は、当該初度登録日が契約の開始日となります。なお、契約の終了手続きに関しましては、24 時間緊急通報サービス契約約款をご覧ください。当社までお問合せをいただけますようお願いいたします。

【重要事項説明書について】（対照：2、6）

契約に際しまして、重要事項説明書を契約締結前と契約締結時の 2 回交付いたします。

契約締結前重要事項説明書は、利用申込書に添付しておりますので、必ずよくお読みいただき、内容について十分ご理解・ご同意をいただきましてから、利用申込書にて契約の申込みを行っていただけますようお願いいたします。

契約締結時重要事項説明書は、当社ウェブサイト（<http://www.bosch.co.jp/sojp/ecall/mb/after>）上にて PDF ファイル形式で提供しておりますので、この方法にてご提供することにあらかじめご同意いただくとともに、内容も必ずよくお読みください。

【利用申込書 重要確認事項及び個人情報の取り扱いについて】（対照：3）

契約の申込みを行う前に、利用申込書の重要確認事項に記載されている各事項をご確認ください。また、個人情報の取り扱いにつきましては、24 時間緊急通報サービス契約約款（以下、「契約約款」といいます。）第 12 条に記載されています。いずれの内容も必ずよくお読みいただき、ご同意いただきましたら、利用申込書の重要確認事項にある、契約者（申込者）本人署名欄へのご署名と重要確認事項確認日欄のご記入をお願いいたします。

【利用申込書 ご契約者様情報 及び 車両情報】（対照：4）

契約約款その他の関連書面の内容にご同意いただけましたら、利用申込書にご契約者様情報をご記入ください。ご記入に際しては、「記入例」をご参照ください。なお、本サービスの対象となるご利用者様は個人となりますため、法人でのご契約の場合は、代表者の役職・氏名、又は管理責任者の役職・氏名もご記入ください。ご契約者様とご利用者様が異なる場合は、それぞれの情報を利用申込書所定の欄にご記入ください。

メルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）担当者様は、納車時に登録番号等の車両情報をお間違いや漏れのないよう利用申込書にご記入いただき、自動車検査証のコピーをご添付ください。

【利用申込書送付】（対照：5）

利用申込書のコピー及び自動車検査証のコピーを当社までご送付ください。

送付の方法及び宛先は、利用申込書又は本書の【送付方法及び送付先】をご参照ください。利用申込書の原本は、お客様のお手元に保管いただくようお願いいたします。

【車両の譲渡の場合】

* 新オーナー様（譲渡を受けられる方）が、本サービスを希望しない場合

現オーナー様（既契約者）は、24 時間緊急通報サービス解約申込書（以下、「解約申込書」といいます。）の「譲渡」又は「下取り」にチェックをいただき、対象車両を最寄りの正規販売店にお持ち込みいただき、24 時間緊急通報サービス通信モジュール（以下、「本通信モジュール」といいます。）の停止処置をお願いいたします。その上で、解約申込書に必要事項をご記入の上、当社までご送付ください。（解約申込書にて、「24 時間緊急通報サービス通信モジュールを停止処置済」にチェックがない場合、解約手続きはされませんのでご注意ください。）

* 新オーナー様（譲渡を受けられる方）が、本サービスを継続される場合

対象車両の本通信モジュールの停止処置は不要です。

新オーナー様は、解約申込書の「24 時間緊急通報サービス利用申込書送付依頼」にチェックをいただき、送付先をご記入ください。その上で、現オーナー様（既契約者）は、解約申込書にご記入の上、当社までご送付ください。

当社が解約申込書を受領後、新オーナー様（譲渡を受けられる方）宛に利用申込書を送付いたしますので、本書に従い、重要事項説明書をよくお読みいただき、ご同意いただきましてから、「24 時間緊急通報サービス利用申込書」をご記入の上、正規販売店経由で又は直接当社までご送付ください。

新オーナー様との正式な本サービスの開始は、当社が新オーナー様の利用申込書を受領し、内容に不備がないことを当社が確認した後となります。ただし、当社が緊急と判断した時は、正式な本サービスの開始以前であっても、新オーナー様に本サービスを提供する場合がありますことを予めご了承ください。現オーナー様は、本サービスの内容について新オーナー様にあらかじめご説明をお願いします。

* 本通信モジュールが停止されている車両にて、改めて本サービスの利用を希望される場合

最寄りの正規販売店にて、通信モジュールの開始手続きと本サービスの申込み手続きをお申し出ください。

【対象車両を廃車（道路運送車両法第 15 条に定める永久抹消登録）される場合】

対象車両における本通信モジュールの停止手続きは不要です。

対象車両のオーナー様（既契約者）は、解約申込書に必要事項をご記入の上、当社までご送付ください。

【送付方法及び送付先】

「24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書」、「24 時間緊急通報サービス解約申込書」及び「添付書類」は、PDF にお取り込みいただき、E メールに添付の上、当社（下記メールアドレス）宛にご送付ください。

宛先 E メール：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

E メールをご利用できない等の場合は、当社（下記住所）宛にご郵送ください（郵送費は、お申込者様のご負担となります。）。

〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F ボッシュサービスソリューションズ株式会社



1. 契約締結の前

お客様へ…24時間緊急通報サービスは、ボッシュサービスソリューションズ株式会社とご契約いただくサービスです。

2. 契約前重要事項説明書

- ・販売店担当者様へ…本書添付の契約前重要事項説明書をお客様に必ず交付してください。
- ・お客様へ…ご利用申込書をご記入される前に、内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 重要事項確認書兼利用申込書 重要確認事項

- ・お客様へ…利用申込書の重要確認事項をご確認の上、申込者本人署名欄にご署名と重要事項確認日のご記入をお願いいたします。
- ・販売店担当者様へ…重要確認事項のご署名と日付が記入済みであることをご確認願います。

4. 重要事項確認書兼利用申込書 利用申込書

- ・お客様へ…本サービスの契約約款その他の関連書類の内容にご同意いただけましたら、利用申込書に必要事項をご記入ください。
- ・正規販売店担当者様へ…車両情報の正確な記入と自動車検査証のコピーの添付をお願いします。

5. 重要事項確認書兼利用申込書送付

正規販売店担当者様へ；重要事項確認書兼利用申込書のコピー及び添付書類（自動車検査証のコピー）をご確認の上、当社までご送付ください。

6. ご契約申込者様は、契約締結時重要事項説明書が当社ウェブサイト上にて交付されておりますので、必ずご一読ください。

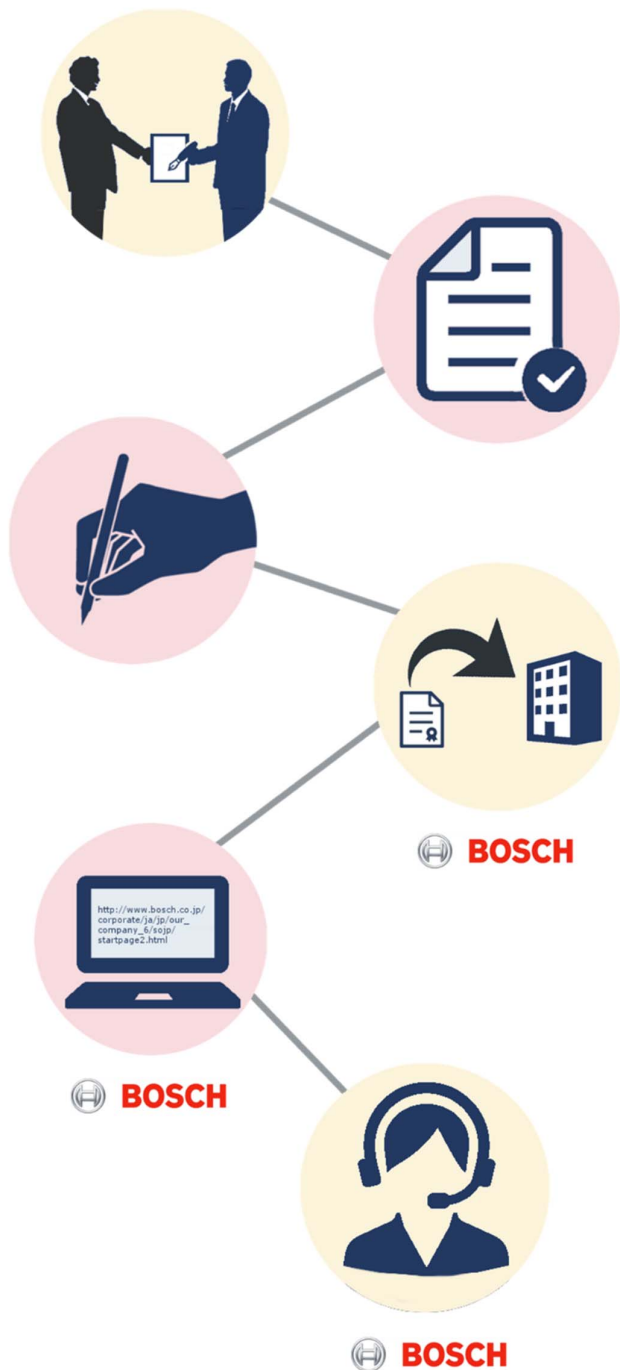
URL： <http://www.bosch.co.jp/sojpb/ecall/mb/after>

7. ご不明点等ございましたら下記までお問合せください。

ボッシュサービスソリューションズ株式会社

連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）

Eメール： BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com



必ずこの書面及び契約約款の内容をご確認ください

警備業法に基づく契約締結前交付書面（24 時間緊急通報サービス用） （重要事項説明書）

1. 目的
ボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、車載型緊急通報システムによる「24 時間緊急通報サービス」（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
本サービスは、「通信モジュール」（以下、「本通信モジュール」といいます。）を搭載した車両（以下、「対象車両」といいます。）に関して、無償で提供されます。対象車両について本サービスを利用するためには、対象車両の自動車検査証においてその所有者又は使用者と表示された者が、24 時間緊急通報サービス契約約款（以下、「契約約款」といいます。）の内容に合意し、当社所定の書面で申込みを行うことにより、当社と 24 時間緊急通報サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結する必要があります（以下、当社と本契約を締結した者を「契約者」といいます。）。なお、当社の提供する本サービスは、警備業法第 2 条第 1 項第 4 号に定める警備業務です。
2. 本サービスについて当社は、対象車両が交通事故や火災などの緊急事態（消防署等の救援機関（以下、「救援機関」といいます。）に通報することが社会通念上相当と考えられるものに限り、以下、「緊急事態」といいます。）に遭遇した場合、本通信モジュールが通信可能に設定されていることを条件として、以下の各号に定める手順及び条件に従って、本サービスを、24 時間、年中無休で提供するものとします。
 - ① 対象車両の緊急通報システムは、契約者及び契約者以外の者（契約者が法人の場合は、その役員及び従業員等を含みます。）であって対象車両の利用について契約者から許諾を受けた者（以下、「被許諾者」といい、契約者とあわせて以下、「利用者」といいます。）が対象車両に備え付けられた緊急通報ボタンを押すことによって手動で、又は緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーによって自動的に、起動されます。起動後、対象車両に備え付けられた本通信モジュールを通じて、音声通報とその他の必要な情報が直接当社のコールセンターに送信されます。その後、当社のオペレーターが応答します。緊急事態が確認された場合、当社のオペレーターは救援機関に通報します。また、事故の状況から必要に応じて、利用者の事前の同意に基づいて、道路管理者及びその権限を代行する者に通報します。
 - ② 本サービスを利用して当社に緊急事態を連絡することは、道路交通法、消防法などの関係法令により義務づけられている措置、通報に代わる行為ではありません。従って、本サービスの利用によって利用者のこれらの法的義務は免除されません。特に、警察機関への通報については、本サービスの対象外となりますので、利用者がご自身で行っていただく必要があります。
 - ③ 本サービスには、救急車やその他の医療サービスの出動は含まれていません。本サービスは、当社のオペレーターが救援機関に必要な情報を連絡した時点で終了します。本サービスの提供に関して、契約者に対する報告は特に行いません。
 - ④ ストライキ、ロックアウト、政府による命令、地震、洪水、津波及び竜巻その他の天災、不可抗力、その他当社の制御を超える事態においては、本サービスを適宜調整し、又は中断する権利が当社には与えられています。また、当社はかかる事由に起因する本サービスの全部又は一部の不履行や遅滞に対し責任を負いません。また、次の各場合も同様とします。
 - ・ IT システムに対するウイルス又は第三者による IT 攻撃（但し、そのような攻撃を防止するための通常の対策が取られている場合に限ります。）
 - ・ 日本、ドイツ、アメリカ又はその他の国に係る国内レベル、EU レベル又は国際レベルでの貿易規制による障害の場合
 - ・ 当社が制御不能なその他の環境による障害の場合
 - ・ 当社に対する役務提供者がその義務の履行を遅滞しもしくは不適切な履行をした場合
 - ⑤ ①の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーにより自動的に行われた通報を受信し、その内容に基づいて緊急事態の可能性があると判断した場合に限り、救援機関に通報を行います。なお、③に定めるとおり、当該通報は、救急車やその他の医療サービスの出動を保証するものではありません。
3. 警備事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
（本社）〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F
（コールセンター）〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F
ボッシュサービスソリューションズ株式会社
代表取締役 金子 司
連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）
4. 警備業務を行う日及び時間帯
原則として 24 時間年中無休で対象車両からの緊急通報を受け付けます。
5. 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所
本サービスは利用者を対象とし、その氏名及び住所又は居所は、「24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書」（以下、「利用申込書」といいます。）または「24 時間緊急通報サービス変更届」（以下、「変更届」といいます。）に記載のとおりとします。契約者が被許諾者を定める場合には、当社に対して被許諾者の氏名及び住所又は居所を、利用申込書又は変更届にて通知するものとします。契約者が被許諾者に本サービスを利用させる場合には、契約者は、当該被許諾者に本サービスについてあらかじめ説明の上、契約約款その他の関連規定の内容を遵守させる必要があります。
6. 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務
当社のコールセンターにおいて一通報に対し最低一名が対応し、対象車両からの緊急通報の受付と救援機関への通報業務を行います。また、事故の状況から必要に応じて、利用者の事前の同意に基づき、道路管理者及びその権限を代行する者に通報します。
7. 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能
警備業法に定められた教育及び研修を受講した警備員（当社のオペレーター）が業務に従事します。
8. 警備業務に従事させる警備員が用いる服装
当社のコールセンターにおける規則に従うものとします。但し、当社のオペレーターは、特別な制服を着用することはいたしません。
9. 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材
対象車両に搭載されたセンサー及び本通信モジュール、当社のコールセンター、並びに専用の回線装置を使用します。
10. 警備業務の対象となる者に対する危害が発生するおそれがあり、又は発生したときの措置
対象車両からの緊急通報に基づいて対象車両と通信を行い、必要に応じて救援機関に通報します。また、事故の状況から必要に応じて、利用者の事前の同意に基づき、道路管理者及びその権限を代行する者に通報します。
11. 報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項
本サービスの提供に関して、契約者に対する報告は特に行いません。

12. 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払うべき金額の額無償です。
13. 上欄の金銭の支払の時期及び方法無償のため該当いたしません。
14. 警備業務を行う期間
本サービスの提供は、利用申込書の内容に不備がないことを当社が確認したことを条件に、利用申込書に記載された利用申込日から開始されます。ただし、利用申込書に記載された利用申込日が、対象車両の初度登録日より早い場合は、当該初度登録日から開始されます。
本サービスの提供は、対象車両の初度登録日から起算して5年目の日を経過した時点で終了するものとします。但し、期間満了30日前までに、当社と契約者のいずれからも本契約終了の申し出がないときは、本契約はさらに1年間有効なものとし、本サービスの提供も当該期間と同じ期間、延長されるものとします。また、延長後の期間満了についても同様の取扱いとします。
上記の定めにかかわらず、本サービスの提供は、対象車両の初度登録日から起算して10年目の日を経過した時点で最終的に終了するものとします。また、契約者が本サービスの解約をした場合や、本サービスの解除・終了事由に該当したことにより当社が本サービスの解除又は終了を行った場合は、上記の定めにかかわらず、その解約、解除又は終了が有効になった時点で、本サービスの提供は終了するものとします。
15. 警備業務の再委託に関する事項
本サービスの再委託はいたしません。
16. 免責に関する事項
本書2.第③号に該当する場合のほか、本サービスの提供に必要な情報の全部又は一部を当社が取得できなかった場合、当該情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合、当社の制御を超える事態のために当社が本サービスの提供を調整又は中断している場合、本サービスの利用者が契約約款その他の必要事項を遵守せず、本サービスの不適切な利用をした場合等に、当社が免責されることがあります（詳細については契約約款第8条参照）。
17. 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項
特段の制限規定はありません。
18. 契約の変更及び更新に関する事項
契約約款の内容は、民法第548条の4の規定に従い、当社の判断により変更される可能性があります。その場合、当社は、変更の効力が発生する時期を定め、契約約款を変更する旨、変更後の契約約款の内容及び変更の効力が発生する時期を、当社のウェブサイト（<https://www.bosch.co.jp/soj/>）においてあらかじめ周知します。
契約の更新には、本書14に記載の本サービスの提供の更新と同じ定めを適用します。
19. 契約の解除に関する事項
利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に何ら予告することなく解除の通知をし、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、契約者が当社に届出をしている連絡先に、当該解除の通知を書面で送付するものとします。
 - ① 本書面又は契約約款に定める禁止事項に違反した場合
 - ② その他の本書面又は契約約款の定め違反した場合
 - ③ 当社に届出をした事項に虚偽が含まれていた場合
 - ④ 本サービスに重大な悪影響を及ぼすような行為があると当社が判断した場合
 - ⑤ その他本サービスの利用に関して不適切な行為があると当社が判断した場合契約者が本契約及び本サービスの解約を行う場合は、当社に「24時間緊急通報サービス解約申込書（兼利用申込書送付依頼書）」を送付するとともに、本通信モジュールの停止処置を最寄りのメルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）で行う必要があります。本サービスが終了した場合には、技術上の理由により、対象車両における本通信モジュールの一切の機能が停止し、それにより、その対象車両について別途メルセデス・ベンツ日本合同会社が提供するデジタルプロダクトサービスをご利用いただけなくなる点にご留意ください。
なお、本契約の解除又は解約に関して、解約金、違約金、損害賠償金その他の金銭の支払いを、当社が利用者に対して求めることはありません。
20. 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
当社コールセンター内
連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日9:00~18:00）
Eメール：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com
21. これらのほか特約があるときは、その内容について
 - ① 契約者が対象車両の所有者又は登録使用者でなくなった場合は、契約者は本契約の解約手続きを行うものとします（詳細については契約約款第7条第1項参照）。
 - ② 契約者が対象車両を譲渡する場合は、譲受人に対して本サービスと契約約款について説明し、本サービスの利用には当社との本契約が必要であること、及び利用申込書の送付の必要がある旨を伝えるものとします（詳細については契約約款第7条第2項参照）。
 - ③ 本契約に起因又は関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
22. 本サービス利用申し込みのお手続きの方法について
本サービスの利用申し込みの際のお手続きは、本サービスに使用する本通信モジュールを搭載した対象車両の正規販売店にて、本書の確認、契約約款への合意及び利用申込書の提出を行うという流れです。ただし、利用申込書の提出は、利用申込書のPDFファイルを電子メールで契約者から当社に直接送付して頂くことも可能です。なお、本サービスの提供は、本条に列記されている書面について、それらを契約者が自ら確認・承諾して頂くことを前提としております。
また、不明な部分のお問い合わせや確認事項は、直接当社へご連絡ください。当社の担当者が対応いたします。

24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書

記入例

私（契約者）は、24 時間緊急通報サービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）、その関連書面及び重要事項説明書の内容を承諾の上、ボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）に対して、本書のとおり 24 時間緊急通報サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用を申込みます。

＜重要確認事項＞

- 私は、利用申し込みにあたり、あらかじめ次の各事項を確認しました。また、契約に先立ち、契約約款及びその関連書面の交付を受け、内容を確認しました。
- ✓ 契約に先立ち、契約締結前の重要事項説明書（警備業法に基づく契約締結前交付書面）を書面にて交付を受け、その内容を確認しました。
- ✓ 契約にあたり、契約締結時の重要事項説明書（警備業法に基づく契約締結時交付書面）が当社ウェブサイト（<https://www.bosch.co.jp/sojip/ecall/mb/after>）において PDF ファイルで提供されることにあらかじめ同意いたします。
- ✓ 本サービスの利用の申し込みの際に、本サービスの対象となる車両の自動車検査証のコピーを添えることに同意いたします。
- ✓ 当社が本サービスの提供を目的として、①登録された利用者（契約者及び契約者以外の者で契約者から対象車両の利用の許諾を受けた者（以下、「被許諾者」といいます。））、②対象車両の情報、及び③対象車両及び利用者との通信により当社が取得した情報（位置情報や通話内容を含む）を消防署等の救援機関及び以下の関係会社へ提供することに予め同意いたします。
 - ・メルセデス・ベンツ日本合同会社、メルセデス・ベンツ AG、メルセデス・ベンツ AG の親会社、子会社及び関連会社
 - ・当社の親会社であるボッシュ株式会社
 - ・ドイツ連邦共和国に所在する Bosch Service Solutions GmbH、その親会社である Robert Bosch GmbH 及びその子会社、並びにフィリピン共和国に所在する Bosch Service Solutions Inc. 及びその子会社
 - ・契約者が申込手続を行ったメルセデス・ベンツ正規販売店（但し、③は含まれません。）
 - ・道路管理者及びその権限を代行する者（③に限りません。但し、個人情報を除きます。）
- ✓ 本サービスは、契約約款に従い、特段の予告なく提供が中止又は終了される場合があります。
- ✓ 契約締結時の重要事項説明書（警備業法に基づく契約締結時交付書面）中の各項が、本利用申込書を参照する形式となることにあらかじめ同意いたします。

直筆 直筆

契約者（申込者）本人署名(自署) 〇〇山 △△太郎 重要確認事項確認日 2021年10月1日

なお、契約内容、サービス内容でご不明な点がある場合は、当社下記窓口までお問合せください。
ボッシュサービスソリューションズ株式会社：連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00～18:00）携帯可／国内のみ

＜利用申込書＞

本サービスを申し込みされる場合は、以下の各事項をご確認の上、必要事項にご記入及びご署名をいただき、最寄りのメルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）経由、または直接当社までご送付ください。

【当社への送付方法及び送付先】
「利用申込書」及び「添付書類」は、PDF 形式のファイルにお取り込みいただき、E メールに添付の上、当社（下記メールアドレス）宛にご送付ください。
宛先 E メールアドレス： **BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com**
E メールをご利用にならない場合は当社（下記住所）宛のご郵送で承ります。（郵送費はお申込者様のご負担となります。）
〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F ボッシュサービスソリューションズ株式会社

契約者（申込者）情報 個人 法人 いずれかに○をお付けください。 利用申込日 2021年10月1日

- ※ 本サービスの開始日は、本利用申込書の記載に不備がない限り、本利用申込書に記載されている利用申込日となります。ただし、利用申込日が対象車両の初度登録日より早い場合は、当該初度登録日が本サービスの開始日となります。
- ※ 24 時間緊急通報サービス通信モジュール（以下、「本通信モジュール」といいます。）が停止されている場合は、本通信モジュールが停止されています。

代表者又は管理責任者の印

フリガナ	〇〇カブシキカイシャ ゲキョウリキョク 〇〇ヤマ △△タロウ		
契約者名（申込者） （法人の場合は代表者又は管理責任者の役職・氏名まで）	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇山 △△太郎		
契約者（申込者）住所	〒 111 - 1111 〇〇県△△市□□ 3-2-1		
契約者（申込者）連絡先電話番号	(〇〇〇) △△△ - 〇〇〇〇		
契約者（申込者）E メールアドレス <small>※E メールアドレスをお持ちでない方は、ご記入は不要です。</small>	XXX@XXX.com		
担当部署（法人の場合）	〇〇課	担当者名（法人の場合）	〇〇 △△

- ※ 自動車検査証に記載される「所有者」又は「使用者」の氏名を自署でご記入ください。
- ※ 法人の場合は、代表者印（法務局届出印）又はそれに代わる当該契約法人より当該車両の管理等に関する権限を付与されている管理責任者の印を捺印してください。

車両情報	車名	メルセデス・ベンツ	販売店名（販売店受付の場合）	メルセデス・ベンツ XX
	モデル名	CXXX	担当者名（販売店受付の場合）	□□ ■■
	型式	DBA-△△△△△△△△	販売店電話番号（販売店受付の場合）	〇〇〇-〇〇〇-△△△△
	ボディ色（カラー名）	ポーラーホワイト	登録番号（ナンバー）	〇〇 XXX あ YY-ZZ
	車台番号(VIN)	W1K1234567A890123		
	初度登録年月日	2021年〇月△日	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証のコピーの添付	

※ 契約内容が変更される場合は、被許諾者から同意を得る必要があります。被許諾者が契約約款及びその他の関連規定等の被許諾者から同意を取得している必要事項の記入をお願いいたします。時間緊急通報サービス変更

ご契約者様とは別にお車を主として運用なさるお客様については、被許諾者欄にご記入ください。

被許諾者情報	フリガナ	〇〇ヤマ □□コ	被許諾者連絡先電話番号	(〇〇〇) △△△ - 〇〇〇〇
	被許諾者名	〇〇山 □□子		
	被許諾者住所	〒111-1111 〇〇県△△市□□ 3-2-1		
	被許諾者 E メールアドレス <small>※E メールアドレスをお持ちでない方は、ご記入は不要です。</small>	ZZZ@ZZZ.ne.jp		

24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書

私（契約者）は、24 時間緊急通報サービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）、その関連書面及び重要事項説明書の内容を承諾の上、ボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）に対して、本書のとおり 24 時間緊急通報サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用を申込みます。

＜重要確認事項＞

私は、利用申し込みにあたり、あらかじめ次の各事項を確認しました。また、契約に先立ち、契約約款及びその関連書面の交付を受け、内容を確認しました。

- ✓ 契約に先立ち、契約締結前の重要事項説明書（警備業法に基づく契約締結前交付書面）を書面にて交付を受け、その内容を確認しました。
- ✓ 契約にあたり、契約締結時の重要事項説明書（警備業法に基づく契約締結時交付書面）が当社ウェブサイト（<https://www.bosch.co.jp/sojpp/ecall/mb/after>）において PDF ファイルで提供されることにあらかじめ同意いたします。
- ✓ 本サービスの利用の申し込みの際に、本サービスの対象となる車両の自動車検査証のコピーを添えることに同意いたします。
- ✓ 当社が本サービスの提供を目的として、①登録された利用者（契約者及び契約者以外の者で契約者から対象車両の利用の許諾を受けた者（以下、「被許諾者」といいます。）、②対象車両の情報、及び③対象車両及び利用者との通信により当社が取得した情報（位置情報や通話内容を含む）を消防署等の救援機関及び以下の関係会社へ提供することに予め同意いたします。
 - ・メルセデス・ベンツ日本合同会社、メルセデス・ベンツ AG、メルセデス・ベンツ AG の親会社、子会社及び関連会社
 - ・当社の親会社であるボッシュ株式会社
 - ・ドイツ連邦共和国に所在する Bosch Service Solutions GmbH、その親会社である Robert Bosch GmbH 及びその子会社、並びにフィリピン共和国に所在する Bosch Service Solutions Inc. 及びその子会社
 - ・契約者が申込手続を行ったメルセデス・ベンツ正規販売店（但し、③は含まれません。）
 - ・道路管理者及びその権限を代行する者（③に限りません。但し、個人情報を除きます。）
- ✓ 本サービスは、契約約款に従い、特段の予告なく提供が中止又は終了される場合があることを了解いたしました。
- ✓ 契約締結時の重要事項説明書（警備業法に基づく契約締結時交付書面）中の「警備業務対象となるものの氏名及び住所又は居所」及び「警備業務を行う期間」の各項目が、本利用申込書を参照する形式となることにあらかじめ同意いたします。

契約者（申込者）本人署名(自署) _____ 重要確認事項確認日 20 年 月 日

なお、契約内容、サービス内容でご不明な点がある場合は、当社下記窓口までお問合せください。
ボッシュサービスソリューションズ株式会社：連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00～18:00）携帯可／国内のみ

＜利用申込書＞

本サービスを申し込みされる場合は、以下の各事項をご確認の上、必要事項をご記入及びご署名をいただき、最寄りのメルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）経由、または直接当社までご送付ください。

【当社への送付方法及び送付先】
「利用申込書」及び「添付書類」は、PDF 形式のファイルにお取り込みいただき、E メールに添付の上、当社（下記メールアドレス）宛にご送付ください。
宛先 E メールアドレス： **BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com**
E メールをご利用になれない場合等は当社（下記住所）宛のご郵送で承ります。（郵送費はお申込者様のご負担となります。）
〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9 F ボッシュサービスソリューションズ株式会社

契約者（申込者）情報 個人 法人 いずれかに○をお付けください。

利用申込日 20 年 月 日

- ※ 本サービスの開始日は、本利用申込書の記載に不備がない限り、本利用申込書に記載されている利用申込日となります。ただし、利用申込日が対象車両の初度登録日より早い場合は、当該初度登録日が本サービスの開始日となります。
- ※ 24 時間緊急通報サービス通信モジュール（以下、「本通信モジュール」といいます。）が停止されている場合は、本通信モジュールの再開手続を正規販売店にて行う必要があります。

フリガナ			
契約者名（申込者） （法人の場合は代表者又は管理責任者の役職・氏名まで）	(印)		
契約者（申込者）住所	〒	-	
契約者（申込者）連絡先電話番号	()	-	
契約者（申込者）E メールアドレス			
<small>※E メールアドレスをお持ちでない方は、ご記入は不要です。</small>			
担当部署（法人の場合）		担当者名（法人の場合）	

- ※ 自動車検査証に記載される「所有者」又は「使用者」の氏名を自署でご記入ください。
- ※ 法人の場合は、代表者印（法務局届出印）又はそれに代わる当該契約法人より当該車両の管理等に関する権限を付与されている管理責任者の印を捺印してください。

車両情報	車名	メルセデス・ベンツ	販売店名（販売店受付の場合）	
	モデル名		担当者名（販売店受付の場合）	
	型式		販売店電話番号（販売店受付の場合）	
	ボディ色（カラー名）		登録番号（ナンバー）	
	車台番号(VIN)			
	初度登録年月日		<input type="checkbox"/> 自動車検査証のコピーの添付	

- ※ 契約者が対象車両の利用について許諾する場合に、被許諾者が本サービスの提供を受けるためには、個人情報の開示先も含め、被許諾者が契約約款及びその他の関連規定等の内容に同意することが必要となります。契約者において被許諾者への契約約款及びその他の関連規定等につき十分にご説明いただき、それらについて被許諾者から同意を取得していただきますようお願いいたします。お申し込み時において契約者以外に対象車両を利用される予定の方がおられる場合には、以下の被許諾者記入欄に必要事項の記入をお願いいたします。新たに被許諾者が追加となった場合には、契約者において、予め又は当社が求めた場合には速やかに、当社に対し下記欄記載の事項を、「24 時間緊急通報サービス変更届」を提出することによりご連絡いただきますようお願いいたします。

被許諾者情報	フリガナ		被許諾者連絡先電話番号	() -
	被許諾者名			
	被許諾者住所	〒	-	
	被許諾者 E メールアドレス			
<small>※E メールアドレスをお持ちでない方は、ご記入は不要です。</small>				

24 時間緊急通報サービス契約約款

第 1 条 約款の適用範囲

24 時間緊急通報サービス（以下、「本サービス」といいます。）は、ボッシュユーザーソリューションズ株式会社（〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F）（以下、「当社」といいます。）が、日本国内において提供するサービスです。本サービスは、メルセデス・ベンツ AG またはメルセデス・ベンツ AG が指定する製造者が製造し、メルセデス・ベンツ日本合同会社（以下、「メルセデス・ベンツ日本」といいます。）が輸入した車両であって、「メルセデス・ベンツ」または「Mercedes-Benz」の名称による統一ブランドを付してメルセデス・ベンツ日本またはメルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）が販売する車両のうち、「通信モジュール」（以下、「本通信モジュール」といいます。）を搭載した車両（以下、「対象車両」といいます。）に関して、無償で提供されます。対象車両について本サービスを利用するためには、対象車両の自動車検査証においてその所有者又は使用者と表示された者が、この 24 時間緊急通報サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）の内容に合意し、当社所定の書面で申込みを行うことにより、当社と 24 時間緊急通報サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結する必要があります（以下、当社と本契約を締結した者を「契約者」といいます。）。当社は、本約款の内容に従い、本サービスを提供いたします。

契約者は、民法第 548 条の 4 の規定に従い、本約款の内容が当社の判断により変更される可能性があること、及び、当該変更後の本約款の内容に従うことを、あらかじめ承諾します。当社は、本項の規定に基づき本約款の変更を行う場合、その効力が発生する時期を定め、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更の効力が発生する時期を、当社の Web ページ（URL : <http://www.bosch.co.jp/sojip/>）においてあらかじめ周知いたします。

第 2 条 本サービスの利用者

1. 本サービスは、契約者及び契約者以外の者（契約者が法人の場合はその役員及び従業員等を含みます。）であって対象車両の利用について契約者から許諾を受けた者（以下、「被許諾者」といいます。契約者とあわせて「利用者」といいます。）のみが利用できます。利用者は、24 時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書（以下、「利用申込書」といいます。）、24 時間緊急通報サービス変更届（以下、「変更届」といいます。）その他の当社所定の書面により、契約者が当社に届け出た情報によって特定されます。これらの者以外による本サービスの利用について、当社は何らの責任も負いません。
2. 契約者は、被許諾者が本サービスの利用を開始する前に、本約款、重要事項説明書、その他の関連規定、利用上の注意事項等の内容を被許諾者に対して十分に説明し、被許諾者から同意を取得の上、それらに基づく義務を自らと同様に遵守させるものとし、被許諾者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとします。また、被許諾者の行為は契約者自らの行為と同視されるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。また、契約者は、被許諾者が本サービスの利用を開始する前に又は利用開始後当社が求めた場合には速やかに、当社に対して被許諾者の氏名、住所及びその他当社が指定する事項を届け出るものとします。届出の書式は、当社の Web ページを参照願います。

URL（変更届） <http://www.bosch.co.jp/sojip/ecall/mb/change>

第 3 条 本サービスの内容

1. 当社は、対象車両が交通事故や火災などの緊急事態（消防署等の救援機関に通報することが社会通念上相当と考えられるものに限り、以下、「緊急事態」といいます。）に遭遇した場合、本通信モジュールが通信可能に設定されていることを条件として、以下の各号に定める手順及び条件並びに本約款に従って、本サービスを 24 時間年中無休で提供するものとします。
 - ① 対象車両の緊急通報システムは、利用者が対象車両に備え付けられた緊急通報ボタンを押すことによって手動で、又は緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーによって自動的に、起動されます。起動後、対象車両に備え付けられた本通信モジュールを通じて、音声通報とその他の必要な情報が直接当社のコールセンターに送信されます。その後、当社のオペレーターが応答します。緊急事態が確認された場合、当社のオペレーターは救援機関に通報します。
 - ② 本サービスには、救急車やその他の医療サービスの出動は含まれていません。本サービスは、当社のオペレーターが救援機関に必要な情報を連絡した時点で終了します。本サービスの提供に関して、契約者に対する報告は特に行いません。
 - ③ ストライキ、ロックアウト、政府による命令、地震、洪水、津波及び竜巻その他の天災、不可抗力、その他当社の制御を超える事態においては、本サービスを適宜調整し、又は中断する権利が当社には与えられています。また、当社はかかる事由に起因する本サービスの全部又は一部の不履行や遅滞に対し責任を負いません。また、次の各場合も同様とします。
 - ・ IT システムに対するウイルス又は第三者による IT 攻撃（但し、そのような攻撃を防止するための通常の対策が取られている場合に限り、）
 - ・ 日本、ドイツ、アメリカ若しくはその他の国に係る国内レベル、EU レベル又は国際レベルでの貿易規制による障害の場合
 - ・ 当社が制御不能なその他の環境による障害の場合
 - ・ 当社に対する役務提供者がその義務の履行を遅滞しもしくは不適切な履行をした場合
 - ④ 事故の状況や場所によっては、対象車両及び利用者との通信により当社が取得した情報（位置情報や通話内容を含む。ただし、個人情報を除く。）を、道路管理者及びその権限を代行する者に、利用者の事前の同意に基づき通報する場合があります。
 - ⑤ 本条①の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーにより自動的に行われた通報を受信し、その内容に基づいて緊急事態の可能性があると判断した場合に限り、救援機関に通報を行います。なお、本条②に定めるとおり、当該通報は、救急車やその他の医療サービスの出動を保証するものではありません。

第 4 条 本サービスについて了解すべき事項

1. 本サービスを利用して当社に緊急事態を連絡することは、道路交通法、消防法などの関係法令により義務づけられている措置・通報に代わる行為ではありません。従って、本サービスの利用によって、利用者のこれらの法的義務が免除されるものではありません。特に、警察機関への通報については、本サービスの対象外となりますので、利用者ご自身で行っていただく必要があります。なお、本サービスを利用するためには、本通信モジュールを通信可能とする設定しておく必要があります。
2. 本サービスの利用によって救援機関に連絡がなされた後、かかる救援機関から当社へ再接続の要請等がある場合、利用者へ救援機関との通話を接続する場合があります。

3. 利用者は、本サービスを緊急時にのみ利用すべきものとします。救援機関への通報及びその内容に関しては、利用者は事実を連絡するものとし、虚偽の連絡などにより、当社又は救援機関その他に損害を与えてはならないものとします。
4. 当社は、利用者の要請によらずして救援機関への連絡を行う場合があります。但し、この場合の救援機関への連絡は当社の任意によるものであり、当社は、利用者の要請がない場合に救援機関への連絡の義務を負うものではありません。
5. 契約者は、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含みます。）又は被許諾者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
6. 当社は、契約者（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含みます。）又は被許諾者が反社会的勢力に属すると判断した場合、事前の通知その他の手続を要することなく、本契約を即時解除することができるものとします。
7. 事故の状況によっては、利用者の事前の同意に基づいて、当社が取得した情報（位置情報や通話内容を含む。ただし、個人情報を除く。）を道路管理者及びその権限を代行する者に通報する場合があります。但し、当社は、これらの者に対する通報の義務を負うものではありません。
8. 前条の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、本サービスにおける音声通報も制限されまたは停止されます。この場合、本サービスの内容については、第3条⑤の定めが適用されます。

第5条 本サービスの開始、終了 / 契約の有効期間

1. 本サービスの提供及び本契約の有効期間は、利用申込書の記載に不備がないことを当社が確認したことを条件に、利用申込書に記載された利用申込日から開始します。ただし、利用申込書に記載された利用申込日が対象車両の初度登録日より早い場合は、当該初度登録日から開始します。
2. 本契約の有効期間中に、契約者が本サービスの終了を希望する場合は、契約者は、当社に24時間緊急通報サービス解約申込書（兼利用申込書送付依頼書）（以下、「解約申込書」といいます。）を送付するとともに、本通信モジュールの停止処置を最寄りの正規販売店で行う必要があります。但し、対象車両が廃車（道路運送車両法第15条に定める永久抹消登録）となる場合は、本通信モジュールの停止処置の必要はありません。本サービスの提供及び本契約は、当社による解約申込書の受付及び本通信モジュールの停止処置（又は廃車）の両方の手続が終了した時点で終了いたします。本サービスが終了した場合には、技術上の理由により、対象車両における本通信モジュールの一切の機能が停止し、それにより、その対象車両について別途メルセデス・ベンツ日本が提供するデジタルプロダクトサービスがご利用いただけなくなる点にご留意ください。なお、本項に基づく契約者による本サービス及び本契約の解約に関して、当社が利用者に対し、解約金、違約金、損害賠償金その他の金銭の支払いを求めることはありません。
3. 本サービスの提供及び本契約の有効期間は、対象車両の初度登録日から起算して5年目の日を経過した時点で終了するものとします。但し、期間満了30日前までに当社と契約者のいずれからも本サービス又は本契約終了の申し出がないときは、本サービスの提供及び本契約の有効期間は、期間満了日から1年間延長されるものとし、以後もこの例によります。
4. 前項の定めにかかわらず、本サービスの提供及び本契約の有効期間は、対象車両の初度登録日から起算して10年目の日を経過した時点で最終的に終了するものとします。
5. 前項までの定めにかかわらず、当社は、本サービスの提供の全部又は一部を終了せざるを得ないと判断した場合、契約者に対して終了日の30日以上前までに通知の上、本契約を解約し、本サービスの提供の全部又は一部を終了させることができるものとします。

第6条 解除

1. 当社は、前条の定めにかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に何ら予告することなく、解除の通知をし、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、契約者が当社に届出をしている連絡先に、当該解除の通知を書面で送付するものとします。また、本条による解除が効果を生じる日をもって、当社は、利用者に対する本サービスの提供を終了するものとします。なお、本項に基づく当社による本契約の解除に関して、当社が利用者に対し、解約金、違約金、損害賠償金その他の金銭の支払いを求めることはありません。
 - ① 本約款に定める禁止事項に違反した場合
 - ② その他の本約款の定め違反した場合
 - ③ 当社に届出をした事項に虚偽が含まれていた場合
 - ④ 本サービスに重大な悪影響を及ぼすような行為があると当社が判断した場合
 - ⑤ その他本サービスの利用に関して不適切な行為があると当社が判断した場合
2. 当社は、利用者が前項各号のいずれかに該当する場合、事前に何ら予告することなく、契約者に対して書面で通知することにより、利用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。当該通知を受領した場合、契約者は直ちに、被許諾者に対して本サービスの利用を中止させるものとします。

第7条 対象車両の譲渡

1. 第5条の定めにかかわらず、対象車両の譲渡により、契約者が対象車両の自動車検査証に表示される所有者又は使用者の地位を失った場合には、当社指定の解約手続きを行うものとします。
2. 前項の場合において、対象車両の譲受人又は新たな使用者（以下、「譲受人等」といいます。）が本サービスを希望しない場合には、契約者は、前項の解約手続きを当社に対して行うとともに、最寄りの正規販売店にて本通信モジュールの停止処置を行うものとします。
3. 本条第1項の場合において、譲受人等が本サービスを希望する場合には、契約者及び譲受人等は、本条第1項の解約申込書とともに、当社に対して、対象車両を譲受人に対して譲渡したこと、譲受人等の氏名又は名称及び連絡先を届け出た上で、本サービスの申込関係書類の譲受人等への送付を依頼するものとします。なお、この場合において、譲受人等が本約款の内容に合意して当社所定の書面で当社と本契約を締結した場合は、譲受人等が新たに契約者となります。
4. 契約者が対象車両を譲渡する場合は、契約者は、譲受人等に対して本サービスと本約款の内容について説明し、対象車両について本サービスを利用するためには本契約の締結が必要であることを知らせるものとします。

5. 本条第1項の場合において、契約者が本契約の終了手続を行う又は当社に解約手続を行うまでは、当該契約者が第2条第2項を含む本約款上の義務を負うこととします。また、本条第3項の場合においては、本契約の終了手続を行った時点以降、譲受人等が本約款の内容に合意して当社所定の書面で当社と本契約を締結するまでの間において、当社が、対象車両に緊急事態が生じたと判断した場合には、本サービスが本約款に基づき譲受人等に対し提供される場合があることに、契約者は同意するものとします。

第8条 免責規定

当社が利用者に提供した本サービス（本サービスの全部又は一部が提供されなかった場合も含む）に起因して、利用者又は第三者が損害・損失等を被った場合といえども、それが次の各号のいずれかの事態に起因する場合には、当社に故意又は重過失がある場合を除き、債務不履行や不法行為などの請求原因の如何を問わず、当社はいかなる責任も負担しないものとします。

- ① 本サービスに必要な情報の全部又は一部を当社が取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合
- ② 道路や建物などの地理的な条件や関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止された場合
- ③ GPS システム等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合
- ④ 第3条第③号に基づいて、当社が本サービスの提供を調整し又は中断している場合
- ⑤ 利用者が本約款、取り扱い説明書、その他の注意事項に従わず、本サービスを不適切に利用した場合

第9条 変更の届出

契約者は、利用者の氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容に変更があった場合、当社に対して、速やかに変更手続を行うものとします。かかる手続を怠ったことによる利用者の不利益について、当社は何らの責任も負いません。変更手続は、当社 Web ページを参照願います。

URL : <http://www.bosch.co.jp/sojp/ecall/mb/change>

第10条 人員及び設備

当社は、警備業法に定められた教育及び研修を受講した警備員（オペレーター）を本サービスのための業務に従事させ、当社が管理するコールセンターにて、専用の回線装置を使用して本サービスを提供します。本サービスでは、1回の緊急通報につき最低1名のオペレーターが、緊急通報の受付と救援機関への通報を行います。当該警備員の服装は当該コールセンターにおける規則に従います（特別な制服を着用することはありません。）。

第11条 本サービスに関する苦情窓口・問合せ先

本サービスに関する苦情窓口・問合せ先は次のとおりとします。

ボッシュサービスソリューションズ株式会社
オペレーションマネージメント部
連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）
Eメール：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

第12条 個人情報

1. 利用者は、当社が本サービスの提供を目的として、①利用者に関する事項及び車台番号を含む対象車両の情報並びに対象車両及び利用者との通信により当社が取得した情報（位置情報や通話内容を含みます。）を、救援機関、メルセデス・ベンツ日本、メルセデス・ベンツ AG、メルセデス・ベンツ AGの親会社、子会社及び関連会社並びに当社の親会社であるボッシュ株式会社、及びドイツにある Bosch Service Solutions GmbH 及びその親会社である Robert Bosch GmbH 及びその子会社に提供すること、並びに、②利用者に関する事項及び車台番号を含む対象車両の情報を、契約者が本契約の申し込み手続を行った正規販売店に提供することに予め同意するものとします。
2. 利用者は、当社が、本サービスの提供のために本条第1項に定める情報の処理を次の各号に記載の関係会社/者に委託することについて予め同意するものとします。
・フィリピン、マニラ市に所在する Bosch Service Solutions Inc.
3. 当社は、本条第1項で規定する情報を含め、利用者及び対象車両との通信に関して取得したデータや音声等について、本サービスの提供のため、記録することがあります。
4. 当社は、本条第1項で規定する情報等を、本サービスの提供を遂行する目的以外に利用しないものとします。
5. 当社は、本サービスの提供のために取得した個人情報について、第三者に処理を委託する場合がありますが、法令によって認められる場合及び本約款に定める場合を除き、第三者提供を行うことはありません。
6. 当社の個人情報保護管理者連絡先は次のとおりです。
ボッシュサービスソリューションズ株式会社
オペレーションマネージメント部
連絡先用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）
Eメール：BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

第13条 専属的合意管轄裁判所

本契約に起因又は関連して、当社と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(参考情報)

本契約の約款を含む契約に係る書類一式、重要事項説明書は、以下のウェブサイトで閲覧又は入手いただけます。

URL

(申込書類一式)	http://www.bosch.co.jp/sojp/ecall/mb/agreement
(重要事項説明書(契約締結時交付書面))	http://www.bosch.co.jp/sojp/ecall/mb/after
(変更届)	http://www.bosch.co.jp/sojp/ecall/mb/change

重要事項確認書兼利用申込書、解約申込書送付方法及び送付先は以下のとおりです。

「24時間緊急通報サービス重要事項確認書兼利用申込書」、「解約申込書」及び「添付書類」は、PDFにお取り込みいただき、Eメールに添付の上当社(下記メールアドレス)宛にご送付下さい。

宛先Eメール: BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

Eメールをご利用になれない場合等は当社(下記住所)宛にご郵送で承ります。(郵送費はお申込者様のご負担となります。)

〒102-0081 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル9F ポッシュサービスソリューションズ株式会社

24 時間緊急通報サービス解約申込書(兼利用申込書送付依頼書)

24 時間緊急通報サービス（以下、「本サービス」といいます。）をご解約される場合は、以下の各事項をご確認の上、必要事項にご記入と及びご署名をいただき、最寄りのメルセデス・ベンツ正規販売店（以下、「正規販売店」といいます。）を経由してまたは直接に、本書をボッシュサービスソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）までご送付ください。

【当社への送付方法及び送付先】

「解約申込書」は、PDF 形式のファイルにお取り込みいただき、E メールに添付の上当社（下記 E メールアドレス）宛にご送付ください。

宛先 E メールアドレス： BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com

E メールをご利用になれない場合等は当社（下記住所）宛のご郵送で承ります。（郵送費はお申込者様のご負担となります。）

〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F ボッシュサービスソリューションズ株式会社

解約申込書

<ご解約についての注意事項>

- お車を譲渡の際に、譲渡を受ける方（譲受人）が本サービスのご利用を希望されない場合（本サービスを継続しない場合）
本サービスの現在の契約者様は、本解約申込書をご記入いただき、最寄りの正規販売店経由、または直接弊社までご送付ください。
なお、この場合は、最寄りの正規販売店にて、24 時間緊急通報サービス通信モジュール（以下、「本通信モジュール」といいます。）の停止処置をお願いいたします。
- お車の譲渡の際に、譲渡を受ける方（譲受人）が本サービスのご利用を希望される場合（本サービスを継続する場合）
本サービスの現在の契約者様は、本解約申込書と 24 時間緊急通報サービス利用申込書送付依頼書（本書下部）に必要事項をご記入いただき、最寄りの正規販売店経由でまたは直接に、当社までご送付ください。この場合、本通信モジュールの設定解除はご不要です。
- お車を廃車（道路運送車両法第 15 条に定める永久抹消登録）とされる場合
この場合は、本解約申込書をご記入いただき、最寄りの正規販売店経由でまたは直接に、当社に送付いただければ、本通信モジュールの停止処置はご不要です。
- 正規販売店で下取りをお受けになり、他に販売された際も上記に準じます。
- 本サービスの（再）開始または継続には、別途、新契約者となる譲受人が必要事項をご記入された新規利用申込書に加え、当該車両の自動車検査証のコピーの送付が必要となりますので、その旨お伝えください。
- お手続き、その他ご不明な点につきましては弊社までお問合せくださいませ。
電話：連絡専用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）

以上、上記を確認・了解し、本サービスの解約を申し込みます。

解約申込日 年 月 日

住所： 都道府県

契約者氏名： 印

ご連絡先電話番号： ()

※法人契約の場合は新規申込時に押印いただいた印鑑を押印ください。

法人の場合：契約法人名

契約者役職：

車両情報	車名	販売店名（販売店受付の場合）
	モデル名	担当者名（販売店受付の場合）
	型式	販売店電話番号（販売店受付の場合）
	ボディ色（カラー名）	登録番号（ナンバープレート表記）
	車台番号(VIN)	
	初度登録年月日	取り扱い内容 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 下取り <input type="checkbox"/> 廃車
	本通信モジュール設定	<input type="checkbox"/> 24 時間緊急通報サービス通信モジュールを停止処置済 ※<ご解約についての注意事項>1 項において、停止処置がされていない場合、解約手続きは完了となりませんのでご注意ください。

24 時間緊急通報サービス利用申込書送付依頼書

譲渡を受けられる新契約者（譲受人）、又は下取り販売店

年 月 日

氏名：

ご連絡先電話番号： ()

本サービスのご利用の引継継続又は新規契約をご希望される場合、下記のチェックボックスにマークをお願いいたします。

24 時間緊急通報サービス契約約款の内容に同意し、本サービスを利用するため、本サービス利用申込書を以下の宛先に送付を希望します。

(以下は氏名及び送付宛先をご記入の上、希望の送付方法をご指定ください。)

宛先氏名	
<input type="checkbox"/> 郵便による配達を希望します。	
住所	〒
<input type="checkbox"/> メールによる送付を希望します。(PDF 形式となります)	
E メールアドレス	

24 時間緊急通報サービス変更届

下記のとおり、登録情報に変更または追加があったため届出をします。

※ご契約者様の変更は、ご解約通知書及び 24 時間緊急通報サービス利用申込書による契約切替えが必要となります。本書式ではご契約者様の変更はできません。
 【当社への送付方法及び送付先】

「利用申込書」及び「添付書類」は、PDF 形式のファイルにお取り込みいただき、E メールに添付の上、当社（下記メールアドレス）宛にご送付ください。
 宛先 E メールアドレス： BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com
 E メールをご利用にならない場合等は当社（下記住所）宛のご郵送で承ります。（郵送料はお申込者様のご負担となります。）
 〒102-0081 東京都千代田区四番町 6 番 東急番町ビル 9F ボッシュサービスソリューションズ株式会社
 記入方法等ご不明な点がある場合は、当社窓口までお問合せくださいませ。
 ボッシュサービスソリューションズ株式会社：連絡専用フリーダイヤル：0120-149-183（平日 9:00~18:00）

変更・追加情報

変更届出日	20	年	月	日
-------	----	---	---	---

① 現在登録されている契約者の登録情報をご記入ください。

フリガナ				
現契約者名 (法人名の場合は代表者役職・氏名まで)		(印)		
登録車両情報	車台番号 (VIN)	登録番号 (ナンバー)		

- ※ 自動車検査証に記載される「所有者」又は「使用者」の氏名を自署でご記入ください。
- ※ 法人の場合は、代表者印（法務局届出印）を捺印してください。

② 契約者の変更又は追加される項目の「□」にチェックマークをつけていただき、新たに登録する情報をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	フリガナ			
<input type="checkbox"/>	契約者名 (法人名の場合は代表者役職・氏名まで)			
<input type="checkbox"/>	契約者住所	〒		
<input type="checkbox"/>	契約者連絡先電話番号	() -		
<input type="checkbox"/>	契約者 e-mail アドレス			
<input type="checkbox"/>	担当部署 (法人の場合)	<input type="checkbox"/>	担当者名 (法人の場合)	
<input type="checkbox"/>	車両情報	登録番号 (ナンバー)		

※ 車両情報・登録番号 (ナンバー) 変更の際には、変更後の自動車検査証も添付いただけますようお願いいたします。

③ 被許諾者の変更又は追加される項目の「□」にチェックマークをつけていただき、新たに登録する情報をご記入ください。

※ 契約者が対象車両の利用について許諾する場合は、個人情報の開示先も含め、その許諾を受けた方（以下、「被許諾者」といいます。）が約款及びその他の関連規定等の内容に同意することが必要となります。契約者において他の利用者への約款及びその他の関連規定等につき十分にご説明いただき、それらについて被許諾者から同意を取得していただけますようお願いいたします。新たに被許諾者が追加となった場合には、契約者において、予め又は当社が求めた場合には速やかに当社に対し下記欄記載の事項をご連絡いただけますようお願いいたします。

変更 追加 抹消

フリガナ				
変更前被許諾者名 (変更及び抹消の場合は対象となる現登録者氏名を記入)				
<input type="checkbox"/>	フリガナ			
<input type="checkbox"/>	被許諾者名			
<input type="checkbox"/>	被許諾者住所	〒		
<input type="checkbox"/>	被許諾者連絡先電話番号	() -		
<input type="checkbox"/>	被許諾者 e-mail アドレス			

変更 追加 抹消

フリガナ				
変更前被許諾者名 (変更及び抹消の場合は対象となる現登録者氏名を記入)				
<input type="checkbox"/>	フリガナ			
<input type="checkbox"/>	被許諾者名			
<input type="checkbox"/>	被許諾者住所	〒		
<input type="checkbox"/>	被許諾者連絡先電話番号	() -		
<input type="checkbox"/>	被許諾者 e-mail アドレス			

